

相原かずゆき

第11号

「議会報告」

<http://aihara1971.com/>



討議資料

こんにちは、相原です。新年を迎え、行政のチェック機関として市議会の役割を今年もしっかりと果たして参りたいと考えております。さて、今回は、平成25年 習志野市議会 第四回定例会の議会報告です。今回の一般質問は、項目として3点です。詳しくは、本紙面をご参照ください。また、市長提案の議案では、56億円で習志野市の市有地<仲よし幼稚園跡地（JR津田沼駅南口モリシアの南側にあった土地）>を売却する議案が、市議会において賛成多数で可決されました。市議会の中でも多くの場面で審議を重ねられた議案です。また、JR津田沼駅南口の学校と人口増加の問題も関連して審議されました。詳しくは、右記掲載の第8回「議会報告会」においてわかり易く総合的に説明をしたいと考えております。是非この機会に、お気軽に、ご参加ください。皆様の御参加を心よりお待ちしております。

ホームページは、随時情報を更新しておりますので合わせてご覧いただければ幸いです。

相原和幸

平成25年 習志野市議会 第四回定例会
【一般質問内容】

今回の一般質問は、単純な見える化の推進ではなく、見せられるか！（見せられる化）ということがポイントでした。

1. 公会計制度について

⇒新しい公会計制度のメリットについて

2. 習志野市子どもセンター（鷺沼）について

⇒今後の対応について

3. 習志野文化ホールの今後について

⇒平成25年 第三回 定例会（9月議会）以降の進捗状況について

平成25年 習志野市議会 第四回定例会が、11月25日から12月20日まで開かれました。一般質問は、12月3日に行いました。主な内容は、上記の通りです。習志野市ホームページ内（市議会 議会中継）においても動画配信をしております。

- 所属会派 環境みらい（平成25年4月1日より環境都市習志野をめざし超党派で結成）
- 所属委員会 ○議会運営委員会 ○総務常任委員会（副委員長） ○農業委員会
- 特別委員会 ○公共施設調査特別委員会 ○一般会計予算特別委員会

中面の続き

「質問」
公益財団法人において抜本的な管理形態の見直しは、なぜできなかったのか。

「回答」

公益財団法人習志野文化ホールは、設立経緯からして、収益のみで管理運営していくことは困難であることから、市からの補助金に依存していた。よって、市による運営やホールの予約方法の変更などといった見直しは、このたびの老朽化対策を検討する中で、その必要性が認識された。

「質問」

週末などにおいて、一部の団体が減免を受け、且つホールを優先して予約していることが、収益が見込める興業が予約などとならない原因となっているように見直しを図るのか。

「回答」

法人のみでは難しいこと

から、教育委員会も連携協力する中で検討していく。尚、ホールは一年前から予約を受け付けていることから、平成二十五年度末を目途に、具体的な見直し案を作成できるように努める。

「質問」

習志野文化ホールの老朽化対策の必要性は理解できたが、市が引き受けることとなった場合、現在策定中の公共施設再生計画との関係は、どのように整理していくのか。

「回答」

本市が運営することになった場合は、当然、公の施設として、公共施設再生計画の中に組み込めるよう、現在、担当部署間で協議している。

「要望」

習志野文化ホールの今後の在り方については、利用団体に理解と協力を求め、庁内及び法人と協議をすすめて頂きたい。

◎第八回「議会報告会」開催のお知らせ◎

至京成大久保駅

2月9日

至習志野市役所

15:00より受付開始

開催時間 15:30~17:00

会場：鷺沼集会所（根神社の下（社務所））

議会報告会を通じ、みんなの声を市政に届け、地域における諸問題を少しでも改善していきたいと考えております。是非この機会に、ご友人・知人の方をお誘い合わせの上、ご参加いただけますようご案内申し上げます。

★ご要望があれば、出張議会報告会も行います。お気軽に相原携帯までご連絡ください。

相原和幸 後援会事務所 連絡先

〒275-0014 習志野市鷺沼1-11-14

自宅Tel・Fax: 047-453-2918

携帯電話：090-2478-7979

e-mail: aihara1002@outlook.jp

プロフィール

- 昭和46年10月誕生 ●習志野市立鷺沼保育所 ●習志野市立鷺沼小学校 ●習志野市立第三中学校
- 千葉県立船橋古和釜高等学校 ●東洋大学 経営学部 経営学科 卒業 ●平成22年10月印刷会社 退職
- 平成23年4月習志野市議会議員（初当選）

スポーツ・趣味

- 剣道 ●書道 ●バスケットボール：現在も地元で活動中
- 旅行：日本全国（沖縄県以外）を自然調査も含め大学時代に実施
- 音楽鑑賞：ジャンルを問わず和太鼓演奏なども ●映画鑑賞：心に残る映画（シンドラーのリスト）

一般質問

公会計制度について

「質問」
新しい公会計制度のメリットについて伺う。

「回答」
平成十八年六月に「行政改革推進法」が制定され、地方公共団体が資産・債務改革に取り組むべきこととして、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表、その他の財務書類の作成が求められ、新しい公会計制度の導入、いわゆる公会計改革に取り組むことになった。新しい公会計制度は、実際に現金の支払いのない公共施設等の資産価値の減少分を減価償却費として算定するなど、市が行政運営をしていくうえでの総コスト情報を明らかにする。この総コスト

「事業費」「減価償却費」「人件費」は新しい公会計制度による総コスト情報の活用によるものである。

習志野市子どもセンター（鷺沼）について

「質問」
今後の対応について伺う。

「回答」
今回の閉鎖を受け市民の方からは、今議会に提出された「習志野市子どもセンター（鷺沼）の早期再開に関する請願」をはじめ、電話やメールなど約百六十件の要望が出された。市は、まず暫定対策として、鷺沼連合町会及び社会福祉法人江戸川豊生会のご理解ご協力を頂く中、十二月二日から鷺沼連合会館及び養護老人ホーム白鷺園園庭を使用し、業務を再開し、閉鎖していることもセンターの建物の補修補強の方法等について、検討を重ねている。

情報により、市の財務状況と経営成績を適切に把握することができるとになり、市の経営改革を進めるための重要な資料が提供されるところにも財政危機への早期対応を可能にするという大きなメリットがある。また、地方公共団体は、住民や議会に対して、説明責任を有する。新しい公会計制度により、財務書類を作成し、わかりやすく公表することによって、財政の透明性、信頼性を高め、その責任を、より適切に果たすことができるといふメリットがある。

なお、本市は新しい公会計制度による財務書類の内容を広報紙などに公表している。さらに、今年の四月には、公会計改革の業務を財政部から会計課に移管し、公会計改革を組織として、継続的に行うよう体制を整備した。本市としては、今後とも総務省の動向

習志野文化ホールについて

「質問」
平成二十五年第三回定例会（九月議会）以降の進捗状況について伺う

「回答」
開館後三十五年が経過し、施設設備の老朽化が進む中で、自ら資金調達による改修が不可能な状態となっており、公益財団法人習志野文化ホールからは、平成二十五年八月二十九日付けで、習志野市及び教育委員会に対し、協力量請の文章が提出されたことは、九月定例会で答えたところである。この課題解決については、教育委員会だけではなく、習志野市として取り組むとともに、千葉県公益法人室、市町村課とも協議を重ねてきた。その結果、次の三点を確認した。一点目として、文化芸術の拠点であることから、維持・継続

を注視しながら、引き続き、新しい公会計制度の導入に積極的に取り組んできた。

「質問」
新しい公会計制度を推進するための取り組みについて伺う。

「回答」
習志野市では平成二十年年度決算から新しい公会計制度による財務書類を作成し、公表している。この取り組みが評価され、早稲田大学パブリックサービス研究所から、平成二十三年度「サーティファイイット・オブ・グッド」を受賞した。「サーティファイイット・オブ・グッド」は、アカウンタビリティ賞は、市民に対する優れた財務情報の公開の実務が評価されたものである。「サーティファイイット・オブ・グッド・エフォーツ賞」

を支援すること。二点目として、施設整備の改修

については、建物の耐用年数を考慮し、抜本的な管理形態の見直しも必要であること。三点目として、公益財団法人習志野文化ホールについては、これまでの法人の実績と経験を理解していること。以上の三点である。これを受け、法人からは、去る十一月十二日付けで習志野市の直営施設として改修を実施して頂く、法人の資産および負債を市に受領、引き受けて欲しい旨の依頼文章が提出された。今後は、習志野文化ホールを市による運営を前提に協議し、新たな管理運営体制については、平成二十七年当初からの実施をめざし、平成二十五年中に具提案を作成していく。

「質問」
企業局が、習志野文化ホールの経営母体として、引き受けられないか。

は、財務情報開示に対する積極的な姿勢が評価されたものである。

「質問」
新しい公会計制度は公共施設の再生にどう生かされるのか。

「回答」
新しい公会計制度は現在の公会計制度、いわゆる官庁会計に企業会計の考え方を取り入れることにより、官庁会計では見えにくい資産や負債の情報（ストック情報）や特に減価償却費などを含めた行政活動の総コスト情報を、事業ごと、施設ごとに正確に把握することができるようになる。このことにより、公共施設再生の必要性を明確にすることができるといえる。たとえば、習志野市は、平成二十年度決算から企業会計の考え方を導入した「財務報告書」を作成し、公表している。その分析結果から「それまで、市の厳しい財政事情から

「回答（企業管理者）」
「地方財政法施行令第三十七条に規定されている公営事業であれば、条例で定めることで適用事業とすることができるとされている。そして、これらの事業を公営事業として展開するには、会計の独立採算、受益者負担の原則を遵守し、すべての費用を事業収入で賄うことが基本とされている。このうち私どもが調査した範囲内では、公共ホールを公営事業として経営を行っている自治体は、見当たらない。以上のことから、地方公営企業は、地方公営企業法第三条に掲げる、経営の基本原則すなわち、「企業の経済性の発揮」及び「公共の福祉の増進」を調和させながら実現させることであり、現状の文化ホールでは、これらの原理・原則に照らすと、経営を受け継ぐことはできない。

「質問」
財団法人から公益財団法人になり公益化を図った目的は何だったのか。

「回答」
平成二十年十二月に施行された公益法人制度の抜本的な改革では、財団法人は、公益法人制度改革関連三法の適用を受けるため、平成二十年十二月から平成二十五年十一月末までに、一般財団法人、又は公益財団法人のいずれかを選択し、認可を受けることが必須だった。公益財団法人の認定基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の第五条第一号から第十八号に定められており、第一号には、学術、技芸、慈善、その他の公益に関する二十三の公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであり、理事会での協議を経て、公益化への移行を平成二十四年四月決定した。